

- 聴覚障がい、またはその疑いがあるとわかったときの対応等について、主に18歳未満の場合は、乳幼児期と児童期に分かれると思うが、乳幼児期においては、主に保健センターにて生後2カ月までの家庭訪問、忠岡町の場合は、全乳児、お子さんに対して実施。そのときや、4カ月健診、1歳8カ月健診、3歳6、7カ月児健診等、各健診において、問診及び家庭訪問での自己検査を行ってもらおう。
なお、新生児聴覚スクリーニング検査については、現在、ほとんどの保健センターには情報提供がないようなので、生後2カ月の家庭訪問のときに、親御さんから再検査になりましたとか、そういう情報提供をいただくという状況。
- その際、聴力障がいの疑いがあるというときには、二次検査への受診勧奨を行っていただく。明らかに聴力障がい疑われる場合や、二次健診の日程調整がうまくいかない場合は、直接医療機関への受診勧奨をする。
- 相談窓口等の対応では、保健センターにおいては、事務所の窓口で、聴覚支援センターの案内等を置いている。健診時以外にも聞こえの相談や、身体障がい者手帳交付の相談、就学時の相談等を受けまして、他機関との連携を行っているところ。
- 障がい福祉担当課においては、主に幼稚園や小学校に進学するときに、府立堺聴覚支援学校に進学する場合には、主に補聴器の交付申請や、身体障がい者手帳の交付申請を受け付けるというところ。
- 18歳以上の場合については、なかなか健診等、われわれの相談窓口等においても、実際に耳の聞こえが悪いということになると、身体障がい者手帳の交付申請用の診断書をお渡しして、正しく検査をしてもらうために、大阪府の手帳診断医を紹介しているというところ。また、その診断が下りて手帳が交付されるときには、福祉のてびきを用いて、手話通訳者派遣制度などの内容を説明している。